

村上胎内洋上風力合同会社「(仮称)村上市胎内市沖洋上風力発電事業に係る計画
段階環境配慮書」に対する意見について

令和4年10月14日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)村上市胎内市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、村上胎内洋上風力合同会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 新潟県村上市及び胎内市の沖合
- ・原動力の種類 : 風力(洋上)
- ・出 力 : 最大600,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和4年 7月20日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和4年 9月30日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和4年10月14日

問合せ先:電力安全課 長尾、野田
電話03-3501-1742(直通)

村上胎内洋上風力合同会社「(仮称)村上市胎内市沖洋上風力発電事業に係る計画
段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

ア. 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

イ. 新潟県においては、環境省が実施している「風力発電に係るゾーニング実証事業(令和元年度及び令和2年度)」も活用し、関係者間で協議しながら、環境保全、事業性及び社会的調整に係る情報を重ね合わせた上で総合的に評価し、保全エリア等の区域を地図上に設定したゾーニングマップを公表しており、「洋上風力事業を行うに当たって、適切な環境配慮を確保しつつ事業化につながる可能性のある地域(導入可能性検討エリア)」、「事業性、環境及び社会条件から設置が非常に困難と考えられる領域(保全エリア)」等が示されている。本事業においては、環境影響評価の適切な実施の観点から、当該ゾーニングマップと十分に整合を図りながら、環境保全等と両立した事業を円滑かつ効率的に進めることが重要である。今後の事業計画の検討に当たっては、引き続き新潟県等と協議等を実施しながら、ゾーニングマップ等に則して検討しつつ、風力発電設備等の配置等を適切に設定するとともに、環境保全措置を適切に実施すること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3)最新の知見等の反映

本事業の調査、予測及び評価については、最新の知見、先行事例の知見及び専門家等の助言を踏まえ適切に実施すること。

(4)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(5)関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1)風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在していることから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔を取る等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺は、サシバ、ハチクマ等の猛禽類、ガン類及びハクチョウ類の主要な渡り経路となっている可能性があることから、風力発電設備への衝突、移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 景観に対する影響

想定区域の周辺には、新潟県立自然公園条例(昭和43年新潟県条例第28号)に基づき指定された瀬波笹川流れ栗島県立自然公園が位置しており、当該県立自然公園内には「瀬波温泉海水浴場」等の主要な眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これら眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、調査、予測及び評価並びに事業計画の具体化に当たっては、重要な眺望景観について、当該県立自然公園の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。